

教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

2023年4月
文化庁著作権課



著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化

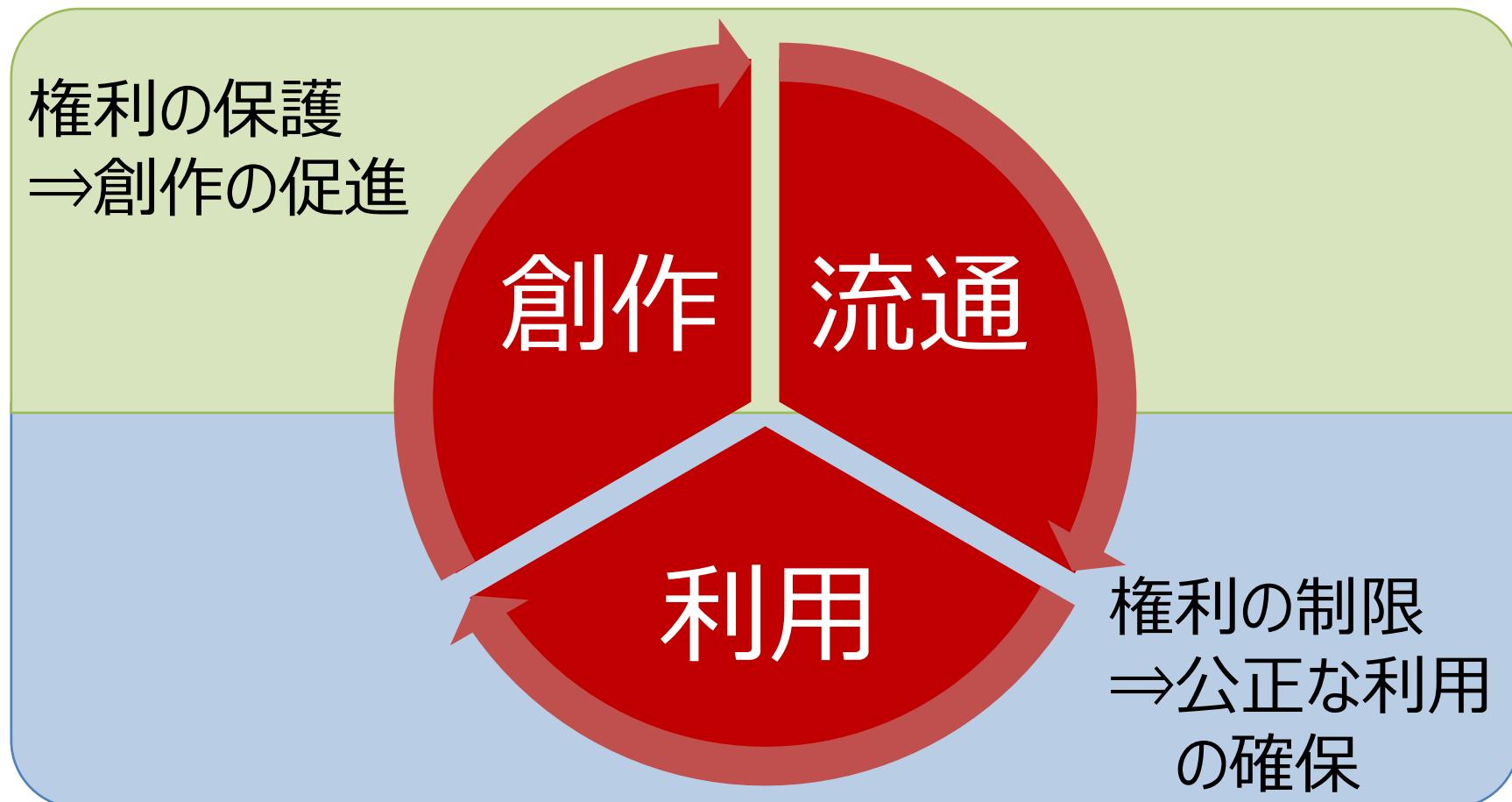
著作権者の利益保護



そもそも「著作権」とは（著作権法の目的）

- 著作権法の目的（著作権法第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。



「著作権を持っている」とは

著作権を持っている（権利者である）とは、

- 誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを決めることができる
- 他人が無許可で著作物を利用（コピー／上映／ネット配信…など）することを禁止できる



著作物を利用したい人
(利用者)



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエーターなど

→ 他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、
原則、著作物毎に許可（許諾）を得ることが必要

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか

一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される＝権利者が「ダメ」と言えない場合がある。

一定の条件で権利が使えなくなる



著作権を持っている人（権利者）
例：作家や作曲家などのクリエーターなど

→ 著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）などにより、
一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういう場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか

著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの） ※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担任する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういう目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度

※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

授業目的公衆送信補償金制度
の開始でここが変わった

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複 製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
(同時中継) で他の会場に送信



要許諾

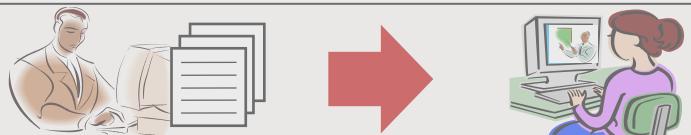
(権利者毎に個別に許諾を得る必要)

(著作権法第35条第1項・第2項)

2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合について、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を無許諾・有償で行えるように。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複 製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
(同時中継) で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場

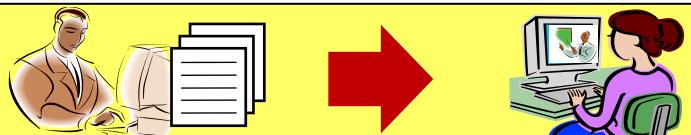
無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

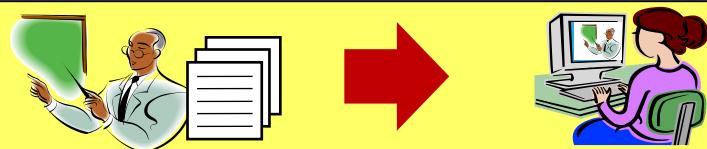
2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合について、別途許諾が必要です。

対面授業と遠隔授業との相違点

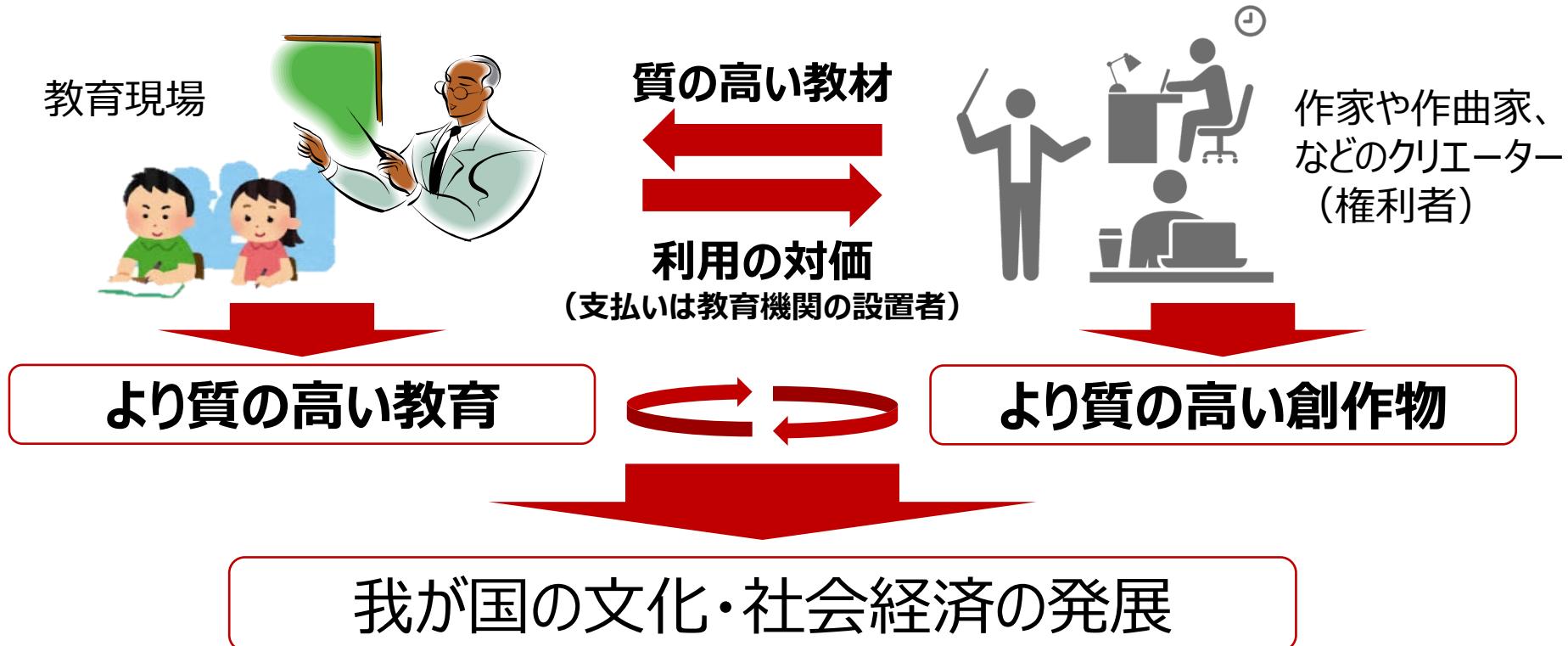
- 著作権は法律で認められた私権であり、著作物の複製や公衆送信といった利用行為ごとに権利が及ぶというのが国際的なルール。外国の著作物利用への対価還元も必要。

	日本	ヨーロッパ (ドイツ、フランスなど)
複製 (対面授業)	<p>紙の複製・配布：無許諾+無償</p> <p>※現行法制定時（昭和45年）の印刷技術が前提（広がる範囲が限定的）。</p> <p>⇒本来有償のところ、法改正時は、教育現場の混乱を避けるため、無償を継続。</p>	<p>有償</p>
公衆 送信 (遠隔授業)	<p>許諾権に基づく対価（権利者毎の使用料）</p> <p>↓</p> <p>無許諾 + 文化庁が認可する <u>適正な額の補償金</u></p> <p>※ネット送信はその広がりに制約がなく、 複製より権利者への不利益が大きい。</p>	<p>有償</p>

制度の意義①

著作物等の教育利用におけるクリエイション・エコシステム

- 非営利の教育活動であっても、コンテンツのコピーや送信をされると書籍や論文などの売上げにも影響。
- 作家や作曲家などの**クリエーターは、創作時に汗をかき、創作物の対価により次の創作を行う。**適切な対価還元により**創作が活性化され、質の高いコンテンツが生み出される。**
- これを教育現場で教材等に活用することで、**教育の質の向上が図られる**という好循環につながる。

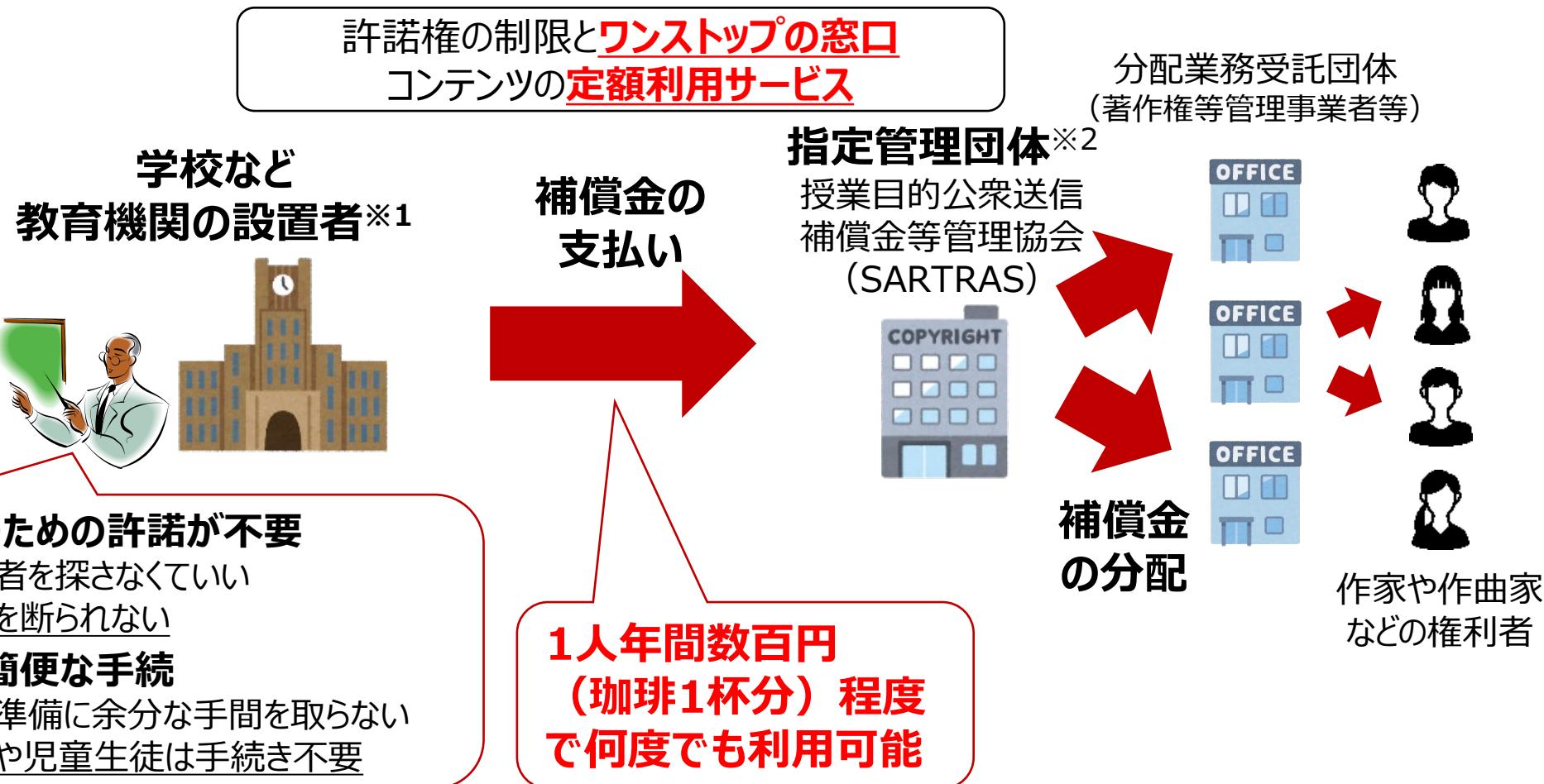


- ※ 補償金額については、**法改正の際の附帯決議において「妥当な水準」に設定することとされている。**
- ※ 文化庁が定める認可基準においては、**営利事業等とは異なる特性への配慮や、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどに照らし、額の水準を判断することとしている。**

制度の意義②

教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエーターへの対価還元により次なる創作を促す。



(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

制度創設の経緯

- 2006年に授業のための公衆送信を権利制限の対象にすることを文化審議会において検討。しかし、**教育関係団体としての意見集約がなされなかつことなどから結論に至らず。**
- 2014年度から文化審議会で改めて議論。権利者と教育機関との利害調整は困難を極めたが、**約4年間かけてようやく両当事者※が合意。**（2017年4月文化審議会著作権分科会報告書）
- 2018年の通常国会において本制度の創設を盛り込んだ法案が**賛成多数で可決・公布。**
- 2018年度より、新制度のガイドライン等を当事者間で策定するための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催。本フォーラムには、**権利者団体と国公私立の学校種毎の教育機関の設置者等が参加。**ここでは**有償の補償金を前提として、新制度によりどのような利用が可能となるかなどを整理。**
- 新型コロナウイルス感染症の流行という事態の緊急性・重要性に鑑み、**2020年度に限って特例的に補償金額を無償**に。クリエーターにとって特例的な配慮。
- 2021年度からの本格実施に向け、**2020年8~9月に指定管理団体により教育機関の設置者団体に意見聴取**を行い、その結果も踏まえ**2020年9月末に文化庁に対して補償金額の認可申請。**文化審議会における議論を経て、**2020年12月18日に補償金額を文化庁長官が認可。**

改正法の施行期限である**2021年度以降は有償で本制度を開始**

※：教育の情報化の推進に関する当事者間協議において議論。教育関係者からは、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、権利者団体からは学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会が参加。また平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）には、初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出の上、合意。

指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

略称：**SARTRAS（サートラス）**

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史
(弁護士、一橋大学名誉教授)



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- 著作権法（以下「法」という。）第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- 著作物の創作の振興及び普及
- 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

(2023年4月末時点)

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「**改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）**」を**2020年12月に公表**。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

2018年11月開始



専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

その他 有識者 関係団体 等

著作権法第35条に関するガイドラインについて

著作権法第35条運用指針の主な内容

- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる 校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する 公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担任する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・ 公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・ 生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

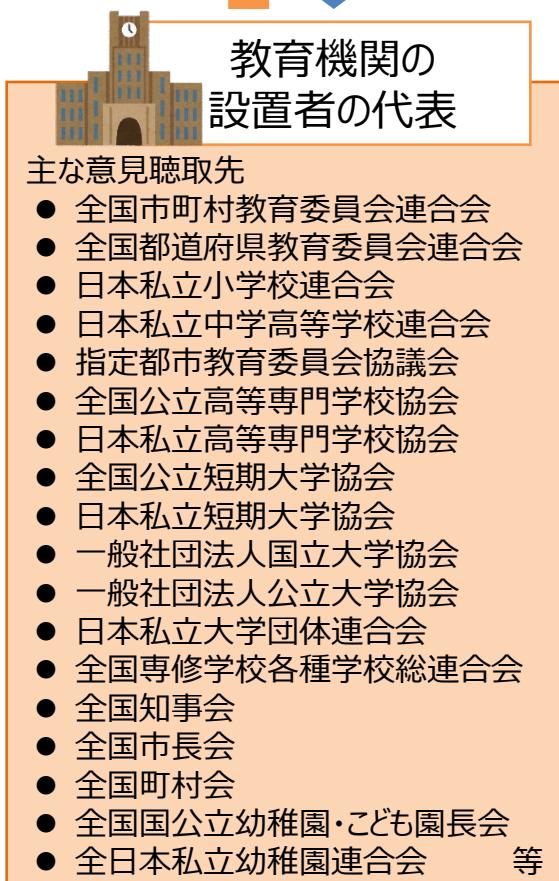
初等中等教育における特別活動に関する追補版

- 初等中等教育における運動会、文化祭等の特別活動（学校行事等）においてオンラインを活用したいとの問い合わせが、教育機関設置者や学校から多く寄せられることに対応するため策定。運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視点を加え説明。

認可された補償金額の概要



意見聴取 ↑ ↓



- 意見聴取期間 2020年8月6日～9月23日
- 文化庁長官認可日 **2020年12月18日**
- 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金^{※1} (公衆送信の回数は無制限)

授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額

- 大学 **720円** (月平均60円)
- 高校 **420円** (月平均35円)
- 中学校 **180円** (月平均15円)
- 小学校 **120円** (月平均10円)
- 幼稚園 **60円** (月平均 5円)
- 社会教育施設、公開講座等

30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**

- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金

1回・1人当たり10円

(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)

※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

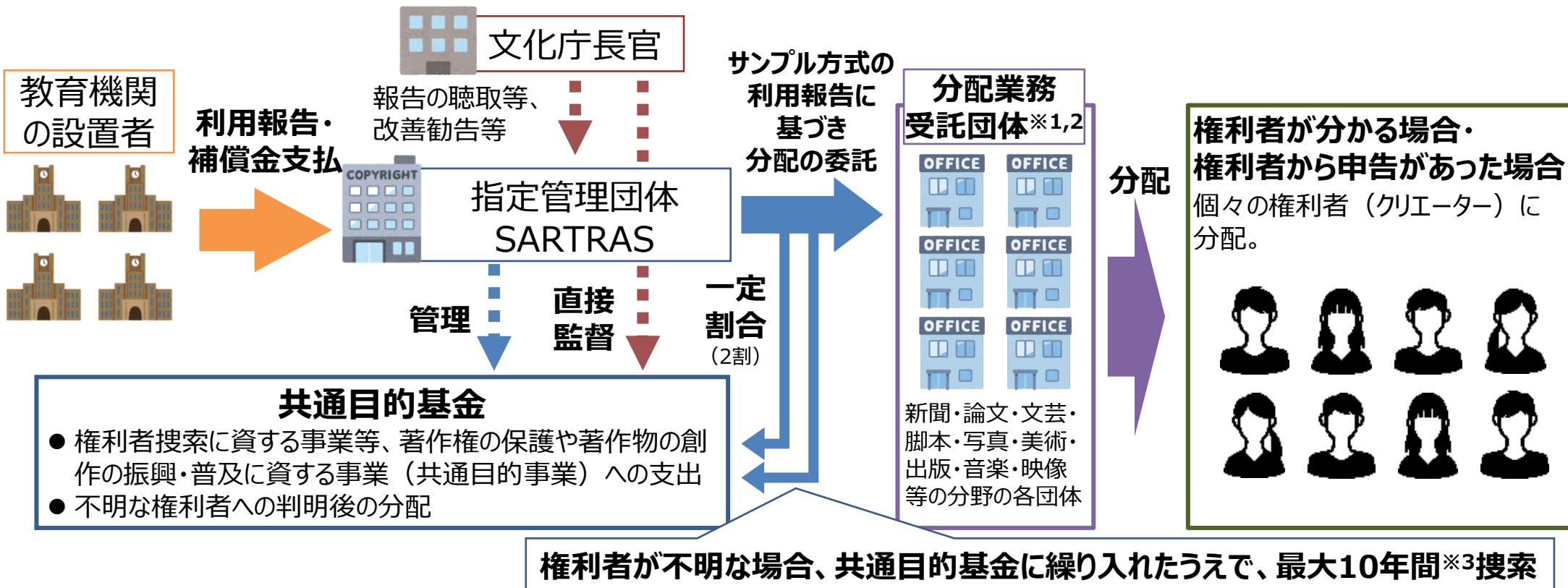
3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※1：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。

人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託し、受託団体ができる限り個別の権利者に分配。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及のため、クリエーターや教育全体の利益に資する共通目的事業に支出。
- 権利者特定分のみ受託団体に分配を委託。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむを得ない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。※2：分野を網羅する団体がない場合は、SARTRASが直接分配。※3：一般債権の消滅時效が最大10年であることから。

授業目的公衆送信補償金の申請状況（2023年3月31日現在）

※申請済教育機関設置者及び教育機関名をSARTRASウェブサイトにて公表中

【参考】2021年度の届出数は、設置者で2,800件、教育機関数31,713件

登録設置者件数	
国立	99
公立	1,674
私立	1,361
その他	68
合計	3,202

教育機関種別	申請件数 (a)			申請率 (a/b)
	申請件数 (a)	文科省統計総数 (b)	申請率 (a/b)	
幼稚園	463	9,712	4.8	
小学校	17,224	19,610	87.8	
中学校	8,795	10,184	86.4	
義務教育高校	153	178	86.0	
高等学校	4,198	5,031	83.4	
中等教育学校	47	58	81.0	
高等専門学校	57	57	100.0	
大学（短大以外）	732	817	89.6	
大学（短大）	236	326	72.4	
特別支援学校	1,134	1,180	96.1	
専修学校	900	3,169	28.4	
各種学校	51	1,116	4.6	
幼保連携型認定こども園	50	6,703	0.7	
合計	34,040	58,141	58.5	

対象別、設置者別の財政支援の状況

●文部科学省における支援の状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2023年度予算に補償金の支払いに必要な経費を計上。

対象	補償金額	設置者		
		国立	公立	私立
大学（短大・高専（4年生以上）を含む）	720円	運営費交付金	地方財政措置	私立大学等経常費補助金
高等学校（高専（1～3年生）を含む）	420円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金+地方財政措置
中学校	180円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金+地方財政措置
小学校	120円	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金+地方財政措置
幼稚園等	60円	運営費交付金	地方財政措置	施設型給付又は私立高等学校等経常費助成費補助金+地方財政措置
特別支援学校※	上記の半額	運営費交付金	地方財政措置	私立高等学校等経常費助成費補助金
専修学校・各種学校	専門課程720円 高等課程420円 一般課程及び各種学校 上記の各教育段階に応じた額	運営費交付金	地方財政措置	地方財政措置

※：視覚障害者・聴覚障害者のための複製等（著作権法第37条・第37条の2）に該当する場合は無償。

文部科学省の担当課室一覧

● 授業目的公衆送信補償金制度の内容について

【担当】文化庁 著作権課 著作物流通推進室（内線2847）

● 財政支援について

1. 初等中等教育

○ 国立大学附属学校

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

○ 公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

【担当】初等中等教育局 修学支援・教材課 GIGA基盤企画係（内線3148）

○ 私立高等学校等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第四係（内線2547）

2. 高等教育

○ 国立大学等

【担当】高等教育局 国立大学法人支援課 総括係（内線3339）

○ 公立大学等

【担当】高等教育局 大学教育・入試課 公立大学係（内線3370）

○ 私立大学等

【担当】高等教育局 私学部 私学助成課 助成第一係（内線2028）

○ 国立高等専門学校

【担当】高等教育局 専門教育課 高等専門学校第一係（内線3347）

○ 公私立専修学校

【担当】総合教育政策局 専修学校教育振興室 専修学校第二係（内線2938）

3. 社会教育等

○ 公立社会教育施設

【担当】総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係（内線2967）

○ 教育研修センター

【担当】総合教育政策局 教育人材政策課 庶務・助成係（内線2959）

授業目的公衆送信補償金制度についての参考情報

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS） 補償金のお支払いについて

<https://sartras.or.jp/oshiharai/>



←補償金規程や補償金のお支払いについてはこちら

授業目的公衆送信補償金制度に関するガイドラインURL

- 「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」

<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら

- 初等中等教育における特別活動に関する追補版

<https://forum.sartras.or.jp/info/006/>



←初等中等教育における運動会、文化祭等での著作物利用
に関する追補版ガイドラインはこちら